

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4413744号
(P4413744)

(45) 発行日 平成22年2月10日 (2010. 2. 10)

(24) 登録日 平成21年11月27日 (2009. 11. 27)

(51) Int. Cl.		F I			
G 1 O K	15/04	(2006. 01)	G 1 O K	15/04	3 O 2 D
G O 6 Q	50/00	(2006. 01)	G O 6 F	17/60	1 4 6 Z
			G O 6 F	17/60	1 5 0

請求項の数 4 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2004-309173 (P2004-309173)	(73) 特許権者	390004710 株式会社第一興商 東京都品川区北品川5丁目5番26号
(22) 出願日	平成16年10月25日 (2004. 10. 25)	(74) 代理人	110000176 一色国際特許業務法人
(62) 分割の表示	特願2001-304098 (P2001-304098) の分割	(72) 発明者	古館 宏幸 東京都品川区北品川5-5-26 株式会 社第一興商内
原出願日	平成13年9月28日 (2001. 9. 28)	(72) 発明者	穴見 尚司 東京都品川区北品川5-5-26 株式会 社第一興商内
(65) 公開番号	特開2005-92228 (P2005-92228A)	審査官	杉浦 拓真
(43) 公開日	平成17年4月7日 (2005. 4. 7)		
審査請求日	平成20年9月29日 (2008. 9. 29)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 カラオケ映像作品の紹介と品評を行うカラオケ演奏装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

作品紹介手段と、品評受付手段と、通信手段を備え、カラオケ演奏時に楽曲専用のカラオケ映像作品を再生可能なカラオケ演奏装置であって、

作品紹介手段は、リクエスト曲のカラオケ演奏をする前に、当該カラオケ演奏時に再生する当該楽曲専用のカラオケ映像作品に付属している紹介情報を表示し、

品評受付手段は、リクエスト曲のカラオケ演奏をした後で、当該カラオケ演奏時に再生した当該楽曲専用のカラオケ映像作品についてアンケート画面を表示するとともに、当該画面に対する利用者入力に基づいて当該カラオケ映像作品の作品識別子に対応付けたアンケート結果を作成して記録し、

通信手段は、情報通信ネットワークを介して集計サーバーと通信し、品評受付手段が記録した作品識別子対応のアンケート結果を送信する

カラオケ演奏装置。

【請求項2】

アンケート画面は、複数種類の品評項目を提示し、各品評項目ごとの利用者入力を受け付ける

請求項1に記載のカラオケ演奏装置。

【請求項3】

紹介情報は、カラオケ映像作品の作者および作品内容に関する情報を含む

請求項1または2に記載のカラオケ演奏装置。

【請求項4】

紹介情報は、集計サーバーから受信したカラオケ映像作品ごとのアンケート集計結果を含む

請求項1～3のいずれかに記載のカラオケ演奏装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は外部の映像サーバーからカラオケ映像作品を取り寄せて利用するカラオケ演奏装置に関し、特に取り寄せたカラオケ映像作品に対する品評アンケートを実施するカラオケ演奏装置に関する。

10

【背景技術】

【0002】

カラオケ演奏装置はカラオケ伴奏音楽と歌詞画像とを同期して音響映像出力する装置であり、普通、歌詞画像は動画映像を背景にして表示される。現在主流の通信カラオケシステム用のカラオケ演奏装置は、カラオケ楽曲の伴奏音楽と歌詞画像の生成起源となる多数曲分のカラオケデータと、背景映像の生成起源となる長時間分の動画データとを個別に管理・蓄積している。そして、カラオケ楽曲の演奏時には、長時間分の映像データから取り出した短時間分の映像データを再生しながらつなぎ合わせて一連の背景映像に編集している。すなわち、カラオケ楽曲毎に専用の背景映像があるわけではなく、長時間分の映像を使い回している。現在では、長時間分の映像の中からどの部分の映像を取り出してつなぎ合わせるのかがカラオケ楽曲毎に指定されているので、伴奏音楽や歌詞の内容とかけ離れた背景映像が表示されないように一応は工夫されている。

20

【0003】

また通信カラオケシステムの出現以前は、伴奏音楽と歌詞画像と背景映像とを光ビデオディスクに一体的に収録した「パッケージソフト」を再生するカラオケ演奏装置が主流であった。このカラオケ演奏装置が表示する背景映像は、楽曲毎に専用に制作されたものであり、伴奏音楽や歌詞の内容に適合するように制作された無声の超短編映画であり、その制作は楽曲に合わせたシナリオ作りから始められる。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

30

【0004】

上述したように背景映像の編成方式としては、長時間分の映像データを使い回す方式（共用映像方式）と、楽曲専用に作成された映像を再生する方式（専用映像方式）とがある。共用映像方式は、新譜のカラオケ楽曲の発表に合わせてその楽曲専用の映像データを作成する必要がないので、映像データの作成コストを抑えることができ、新譜のリリースにも素早く対応することができるという利点がある。しかし、専用映像方式のような楽曲の内容に適合した楽しめるカラオケ映像は望めないし、長時間カラオケを続けていると、同じ映像が何度も出てきて飽きてしまう。特に、歌をきいている人にとってはカラオケ映像を見ることも大きな楽しみであるのにそれが満たされない。

【0005】

40

専用映像方式は、楽曲の内容と背景映像とを一致させることができ、中には、その映像自体で一つの映像作品として通用するくらい優れたものもある。その反面、映像の作成にコストと時間が掛かるといった欠点がある。また、同じ楽曲の演奏時には同じ背景映像が表示されることになり、カラオケ利用者もいずれはその映像に飽きてしまう。

【0006】

ところで、最近のデジタルビデオカメラの普及とパーソナルコンピュータの高性能化・低価格化は、高額で大規模な機器を必要としていた映像の編集・加工という行為を一般家庭でも十分に行えるようにした。中には「映像作品」と呼べるほど完成度の高い映像を創作する人たちもいる。

【0007】

50

そこで本願発明者らは、これら優れた映像作品を創作する「自称」映像作家なる人たちに注目した。映像作家を自称する人たちは、自身の作品をより多くの人に見てもらったり、他の映像作家たちと競い合って自身の実力を試したりしたいと思っているはずであり、映像作品の発表や競合の場を提供する代わりに、カラオケ楽曲専用の動画映像を制作してもらおうと考えたのである。そして、映像作品を提供してもらった人たちに対しては、彼らの映像作品をカラオケ利用者に品評してもらい、その品評アンケートの集計結果を何らかの形で提示できれば、映像作家は自身の作品に対する評価を知ることでもできるとも考えた。

【0008】

我が国では何万台もの通信カラオケシステム用の演奏装置が各地に散在しており、多くの人々がカラオケを日常的に楽しんでいる。この環境を活用し、カラオケを楽しんでいる多くの人々に自作のカラオケ映像を見てもらえとなれば、自称映像作家の創作意欲も満足させられるはずである。

10

【0009】

一方で、カラオケ事業者にとってはコストを掛けることなく楽曲専用の映像作品を得ることができる。また、カラオケ利用者からカラオケ映像作品の品評アンケートを集計し、その集計結果を解析すれば共用映像方式でカラオケ映像を編成する際の参考にするなど、適宜に活用することもできよう。カラオケ利用者にとっては、楽曲の内容にあったいろいろな映像作品を伴奏音楽に合わせて見ることができる。

【0010】

20

そこで本発明は、外部の映像サーバーからカラオケ映像作品を取り寄せて利用するとともに品評アンケートを実施するカラオケ演奏装置を提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

【0011】

この発明に係るカラオケ演奏装置は、分説すると、つぎの事項(1)~(4)により特定されるものである。

(1) 作品紹介手段と、品評受付手段と、通信手段を備え、カラオケ演奏時に楽曲専用のカラオケ映像作品を再生可能なカラオケ演奏装置であること

(2) 作品紹介手段は、リクエスト曲のカラオケ演奏をする前に、当該カラオケ演奏時に再生する当該楽曲専用のカラオケ映像作品に付随している紹介情報を表示すること

30

(3) 品評受付手段は、リクエスト曲のカラオケ演奏をした後で、当該カラオケ演奏時に再生した当該楽曲専用のカラオケ映像作品についてアンケート画面を表示するとともに、当該画面に対する利用者入力に基づいて当該カラオケ映像作品の作品識別子に対応付けたアンケート結果を作成して記録すること

(4) 通信手段は、情報通信ネットワークを介して集計サーバーと通信し、品評受付手段が記録した作品識別子対応のアンケート結果を送信すること

【発明の効果】

【0016】

本発明によれば、カラオケ楽曲専用のカラオケ映像作品を映像サーバーに蓄積管理し、その映像作品をカラオケ演奏装置で該当のカラオケ楽曲の演奏とともに表示することができる。カラオケ利用者にとってはカラオケ伴奏音楽に合わせていつもとは異なる映像を見ることができ、新たなカラオケの楽しみ方が得られる。カラオケ事業者にとっては、映像作品の鑑賞希望者もカラオケ利用者として取り込むことで収益の向上が期待できる。

40

【0017】

さらに、映像作品に対するカラオケ利用者の品評アンケート調査を実施し、そのアンケートの集計結果を適宜に出力することができる。そのため、例えば、カラオケ映像作品を一般の映像作家からの投稿作品として募るとともに、アンケート結果を映像作家にフィードバックさせれば、映像作家は自身の作品に対する評価を認識することができる。カラオケ事業者側にとってもアンケート結果はカラオケ利用者の嗜好などを知るための貴重な資料となる。

50

【発明を実施するための最良の形態】

【0018】

=== ネットワーク構成 ===

図1は本発明の実施例における方法が適用されるネットワーク構成図を示している。各地に散在するカラオケ演奏装置1は周知の通信カラオケシステムにおける演奏端末であり、公衆電話網2を介してカラオケホスト装置3と結合されている。カラオケホスト装置3は多数のカラオケ楽曲についてのカラオケデータを楽曲番号に対応付けして蓄積し、新譜楽曲のカラオケデータを各カラオケ演奏装置1に配信するとともに、各カラオケ演奏装置1から稼働状況やカラオケ楽曲の演奏状況などを集信する。

【0019】

カラオケ演奏装置1は通信カラオケシステムの一部として公衆電話網2に結合されている一方で、インターネット4にも接続できるようになっている。インターネット4には、パーソナルコンピュータ(PC)など不特定多数の利用者が使用するコンピュータ5やその利用者コンピュータ5に各種サービスを提供するサーバーコンピュータ6が接続されている。カラオケ事業者が運営管理し、本発明の要件でもある映像サーバー6aもサーバーコンピュータの一つとしてインターネットに接続されている。

【0020】

=== 本発明の概略 ===

本発明は映像サーバーにカラオケ楽曲毎に専用の映像作品(カラオケ映像作品)を蓄積しておき、そのカラオケ映像作品をカラオケ演奏装置で利用するとともにその作品に対する品評アンケートをカラオケ利用者から取るための方法である。本実施例では、カラオケ事業者が一般人から広くカラオケ映像作品を募り、映像サーバー6aは、その映像作品の投稿を受け付けるための機能と、受け付けた映像作品をカラオケ装置に送達するための機能とを備えている。

【0021】

=== 映像作品の作成・投稿 ===

映像サーバー6aは、カラオケ映像作品の投稿者が操作するPC(投稿者PC)5aとインターネット4を介して通信してカラオケ映像作品の投稿を受け付ける。そして、カラオケ映像作品を構成する動画データや各種データを投稿者が指定したカラオケ楽曲の楽曲番号に対応付けして付帯する映像データベースに登録する。楽曲番号はカラオケ演奏装置でリクエスト曲を指定する際に使用する楽曲識別子であり、カラオケデータに対応付けされているものと同じである。カラオケ映像作品は、動画データ・投稿者についての個人情報(氏名・年齢・性別など)・投稿者自身による作品に対するコメントを記述したテキストデータなどを含んでいる。

【0022】

また本実施例では、大容量の映像データをインターネット4を介してやりとりすることから、カラオケ演奏装置1は光ファイバ・DSL(デジタル加入者線)・CATVなど広帯域の通信回線を介してインターネット4に接続するための環境を備えている。また、投稿者PC5aにおいても、この広帯域インターネット接続環境を備えていることが望ましい。

【0023】

投稿者は、あらかじめどの楽曲をテーマとして採用するのかを決定し、その楽曲の内容に合った映像を創作する。そして、創作したカラオケ映像作品を映像サーバー6aにアップロードすることになる。本実施例の映像サーバー6aは、Webサーバーとしての基本機能を有し、投稿者PC5aのブラウザとHTTP通信を行い、カラオケ映像作品についての投稿要項などを案内するWebページ(投稿案内ページ)や投稿を受け付けるためのWebページ(投稿受付ページ)を投稿者PC5aに送達し、投稿者はこのHTTP通信を通じてカラオケ映像作品の投稿手続きを行う。

【0024】

図2に投稿要項の案内ページの概略を示した。この投稿案内ページ30を閲覧した人が

10

20

30

40

50

カラオケ映像作品を投稿したければ、この人は、まず、テーマとなるカラオケ楽曲を選択することになる。全てのカラオケ楽曲に対してカラオケ映像作品の投稿を受け付けてもよいが、本実施例では、カラオケ事業者側で多数のカラオケ楽曲から各ジャンル毎に数曲をピックアップしてその楽曲をテーマとしてカラオケ映像作品の投稿を受け付けることとし、投稿要項のWebページには投稿対象の楽曲とその演奏時間とが一覧表示されている。また、楽曲の歌詞を入手したいと思うのであれば、その一覧31中にある「歌詞」ボタン32を指示すると、その歌詞のテキストファイルが投稿者PC5aにダウンロードされるようになっている。もちろん、歌詞の他にMIDIデータなどによって記述された伴奏音楽もダウンロード可能にしておくことも可能である。

【0025】

つぎに投稿者は、テーマとして選択した楽曲の演奏時間に合わせて所定のファイル形式の動画データを作成し、この動画データを含んだ各種データをカラオケ映像作品として映像サーバー6aにアップロードすることになる。上述したように、映像サーバー6aは、投稿者がテーマとして選んだカラオケ楽曲の楽曲番号・動画データ・投稿者の個人情報・コメントなどをカラオケ映像作品として映像データベースに登録する。なお本実施例では、MPEG1形式の動画データを作成・登録することとしている。

【0026】

図3(A)(B)はカラオケ映像作品の登録手続きを行う投稿受付ページの概略図を示している。このページ40には、投稿者がテーマ曲として選んだカラオケ楽曲を選択するためのリストダウンボックス41・投稿者PC5aにおけるハードディスク装置などの外部記憶に格納されている映像作品の動画データに相当するファイルの格納場所とそのファイル名を入力するためのフォーム42・投稿者のプロフィール(年齢・性別・名前・住所など)を入力するためのフォームやチェック欄43・投稿者のコメントを記入するためのテキストボックス44などが配設されている。また、外部記憶におけるファイル格納構造を表示して動画ファイルを検索して指定するための「参照」ボタン45も配設されている。そして、所要事項を選択/入力して「送信」ボタン46を指示すると、投稿者PC5aのブラウザは、どのカラオケ楽曲が選択されたのかを示すデータと、動画ファイルと、プロフィールとして記入/指示された各事項と、コメントとして記入された文字列とを映像サーバー6aに送達する。なお(B)にテーマ曲選択時の画面概略図を示した。

【0027】

映像サーバー6aには、投稿受付ページにてどのカラオケ楽曲が選択されたのかを示すデータと楽曲番号とを対応付けした対照表があり、投稿者PC5aにて選択された楽曲に対応する楽曲番号を特定するとともに、その番号に送達された動画ファイルと投稿者プロフィールとして記入された各事項とコメントのテキストデータとを対応付けして映像データベースに登録する。また、映像サーバー6aは、映像データベースに登録されたカラオケ映像作品についての索引情報として、楽曲番号・投稿者のプロフィール・コメント・動画ファイル名を対応付けして管理する。そして、新しいカラオケ映像作品を登録する毎にその索引情報を更新していく。

【0028】

===カラオケ演奏装置における映像作品の利用===

本実施例では、映像サーバー6aに登録されたカラオケ映像作品は、カラオケ演奏装置1におけるカラオケ演奏時に歌詞の背景映像として使用することができる。図4は本実施例のカラオケ演奏装置1の機能ブロック図を示している。このカラオケ演奏装置1は、公衆電話網2を介してカラオケホスト装置3と通信するためのモデム21を備えている。また、カラオケ演奏装置1は映像サーバー6aから大容量の映像データを転送してもらうことから、広帯域の通信回線を介してインターネット4と接続するためのブロードバンド対応モデム22も備えている。そして、映像サーバー6aと適時に通信し、映像データベースの索引情報を受け取り、ハードディスク装置12に格納する。また、ハードディスク装置12には、多数曲分のカラオケ楽曲について、MIDI形式によって記述されたカラオケ伴奏音楽の起源となる音楽生成データと歌詞画像の生成起源となる歌詞描出データとが

10

20

30

40

50

カラオケデータとして楽曲番号に対応付けされて格納されている。また、従来のカラオケ演奏装置と同様に、カラオケ映像作品を使わないときに、すなわち通常のカラオケ演奏時に歌詞画像の背景映像として表示される共用映像データも格納されている。また、カラオケ楽曲毎にその楽曲を演奏する際に、どのタイミングで・どのデータ記録位置から・どれだけの時間分の映像データを復号するのかを指定した映像台本データが各カラオケデータに含まれている。

【 0 0 2 9 】

このカラオケ演奏装置 1 を統括制御する中央制御部 1 1 は、リモコン送信器 1 4 から楽曲番号が転送されると、その番号を転送順に内部の R A M に格納し、楽曲番号を演奏処理の待ち行列として管理する。そして、待ち行列中の楽曲番号を順番にピックアップする。そして、ピックアップした楽曲番号を索引情報に照会する。当該楽曲番号が存在すると、索引情報中にあるその楽曲番号に対応付けされているプロフィールとコメントデータを映像作品の紹介情報としてその文字画像を映像制御部 2 1 内のビデオ R A M 2 2 にビットマップ展開する。映像制御部 2 1 はその文字画像をディスプレイ 2 5 に文字表示する。なお、複数のカラオケ映像作品に対応付けされている場合にはそれぞれの映像作品に番号を振って表示する。該当するカラオケ映像作品が多ければスクロール表示するなどして全映像作品についての紹介情報を表示すればよい。図 5 にこのコメント一覧の表示画面の概略図を示した。

【 0 0 3 0 】

カラオケ利用者は、紹介情報を見て興味のあるカラオケ映像作品があれば、その番号をリモコン送信器 1 4 などを使用して入力する。興味がなければその旨を指示するための番号を入力する。中央制御部 1 1 は、カラオケ映像作品に該当する番号入力を受け取ると、映像サーバー 6 a にアクセスし、索引情報によって指定された番号に対応付けされている動画ファイル名を送達する。映像サーバー 6 a は、指定された動画ファイルをカラオケ演奏装置 1 にダウンロードする。

【 0 0 3 1 】

中央制御部 1 1 は、動画ファイルのダウンロードが終了すると、リクエスト曲の音楽生成データをシンセサイザ 1 7 に順次転送し、伴奏音楽の音声信号を生成させる。伴奏音楽の音声信号は、マイクロホン 2 0 から入力された音声信号とともにミキシングアンプ 1 8 に入力され、その混合音声信号がスピーカ 1 9 より音響出力される。また歌詞描出データを処理して伴奏音楽に同期した歌詞文字列を含んだ歌詞画像を逐次生成してビデオ R A M 2 2 に順次ビットマップ展開するとともに、映像サーバー 6 a から取り寄せた動画データを映像制御部 2 1 に転送する。

【 0 0 3 2 】

映像制御部 2 1 は、グラフィック処理を専用に行うためのハードウェアであり、ビデオ R A M 2 2 とともに、M P E G 1 動画データの復号部 2 3 とスーパーインポーズ処理部 2 4 とを含み、中央制御部 1 1 から転送されてくる動画データを背景映像の映像信号に復号するとともに、ビデオ R A M 2 2 に順次ビットマップ展開される歌詞画像をこの背景映像にスーパーインポーズしてディスプレイ 2 5 に表示出力する。なお、カラオケ映像作品を指定しない場合やリクエスト曲に映像作品に対応付けされていない場合、中央制御部 1 1 は、そのリクエスト曲を演奏処理する際に対応の映像台本データに基づいて適宜な共用映像データを適宜な記録位置から取り出して映像制御部 2 1 に転送していく。映像制御部 2 1 は、そのカラオケ映像データを復号して背景映像を表示出力する。

【 0 0 3 3 】

＝ ＝ アンケートの回収・集計 ＝ ＝

中央制御部 1 1 は、あるカラオケ楽曲の演奏時にカラオケ映像作品を背景映像として出力すると、演奏終了後に定型のアンケート画面を生成してディスプレイ 2 5 に表示させる。図 6 はこのアンケート画面の概略を示している。アンケートにおける質問事項は多肢選択方式であり、リモコン送信器 1 4 などからのテンキー入力だけで質問に答えられるようになっている。このような質問形式に限らず、文字パレットを画面に生成し、画面上を移

10

20

30

40

50

動するカーソルの指示で文字入力を行えるようにすれば、自由文を入力することもできる。カラオケ演奏装置に文字入力用のキーボードを備えさせてもよい。そして、カラオケ利用者が一通りアンケートの質問事項に答えて「確認」する旨の指示を行うと、このアンケート結果を映像サーバーに送達する。

【 0 0 3 4 】

映像サーバーは各地のカラオケ演奏端末から集信したアンケート結果を質問集計事項毎に集計して記憶する。また、本実施例では、この集計結果を適時に各地のカラオケ演奏装置に配信し、カラオケ演奏装置はその評価を適時にカラオケ利用者に提示することができる。具体的には、図5に示したコメント一覧の表示中に所定の利用者入力があると、コメント一覧にある各映像作品についてのアンケート結果がグラフ表示されるようになっている。図7にこのアンケート結果の画面概略図を示した。

10

【 0 0 3 5 】

＝ ＝ ＝ その他の実施形態 ＝ ＝ ＝

上記実施例では、あるカラオケ楽曲を演奏する際に、対応するカラオケ映像作品を提示した上で利用者入力により提示した全カラオケ映像作品についてのアンケート集計結果を表示していた。この実施形態に限らず、自動的にアンケート集計結果を表示するようにしてもよい。あるいは、あるカラオケ楽曲に対応する全カラオケ映像作品を提示した上で、利用者がそのうちの一つを指定し、そのカラオケ映像作品についてのアンケート集計結果を表示することとしてもよい。

【 0 0 3 6 】

また、カラオケ楽曲の演奏時に限らず、アンケート集計結果に基づいて、例えば、最も総合評価の高かったカラオケ映像作品やその作品が対応するカラオケ楽曲の曲名などを提示するなど、カラオケ演奏装置におけるアンケート集計結果の出力形態は適宜に変更可能である。

20

【 0 0 3 7 】

カラオケ演奏装置が取得したアンケート結果の送達先は映像サーバーでなくてもよい。多数のカラオケ演奏装置からのアンケート結果を受け付けて集計処理するためのコンピュータ（アンケート集計コンピュータ）が別途あってもよい。もちろん、カラオケ演奏装置とアンケート集計コンピュータとは、インターネットを介して通信してもよいし、公衆電話回線を介して通信してもよい。またカラオケデータの配信元であるカラオケホスト装置がアンケート集計コンピュータの機能を備えることとしてもよい。

30

【 0 0 3 8 】

アンケートの集計結果の出力先としてはカラオケ演奏装置に限らず、例えばカラオケ事業者側の担当者が操作するコンピュータに出力し、カラオケ事業者側でその結果を解析し、今後のカラオケ事業の展開や市場調査のための資料として活用するなど適宜に出力されて適宜な用途に使用できる。もちろん、アンケート結果を電子メールなど適宜な通信手段により投稿者に通知してもよい。

【 0 0 3 9 】

カラオケ演奏装置における動画データのダウンロードタイミングや復号処理において、動画データを全てダウンロードしてから映像制御部に転送するのではなく、ダウンロード済みのデータ部分をカラオケ楽曲の演奏開始に同期させて映像制御部に転送してもよい。そして、その転送処理に並行してダウンロード処理を行い「ストリーミング映像」としてリアルタイムでカラオケ映像作品を再生することとしてもよい。

40

【 0 0 4 0 】

カラオケ映像作品は歌詞の背景映像として表示されなくてもよい。背景映像とは別のディスプレイに表示してもよい。

【 0 0 4 1 】

上記実施例では、カラオケ映像作品を投稿者から募っていたが、カラオケ事業者が制作して映像サーバーに用意しておいてもよい。

【 図面の簡単な説明 】

50

【0042】

【図1】本発明の実施例における方法が適用されるネットワーク構成図を示している。

【図2】上記実施例における映像サーバーが提供するWebページの概略図であり、カラオケ映像作品の投稿を案内するためのページを示している。

【図3】上記実施例における映像サーバーが提供するWebページの概略図であり、カラオケ映像作品の投稿受け付けるためのページを示している。

【図4】上記実施例におけるカラオケ演奏装置の機能ブロック図を示している。

【図5】上記カラオケ演奏装置のディスプレイにカラオケ映像作品の索引情報を表示する際の画面略図を示している。

【図6】上記カラオケ演奏装置にてアンケートを受け付ける際にディスプレイに表示する質問事項を画面概略図として示している。

【図7】上記カラオケ演奏装置のディスプレイにアンケート結果を表示する際の画面概略図を示している。

【符号の説明】

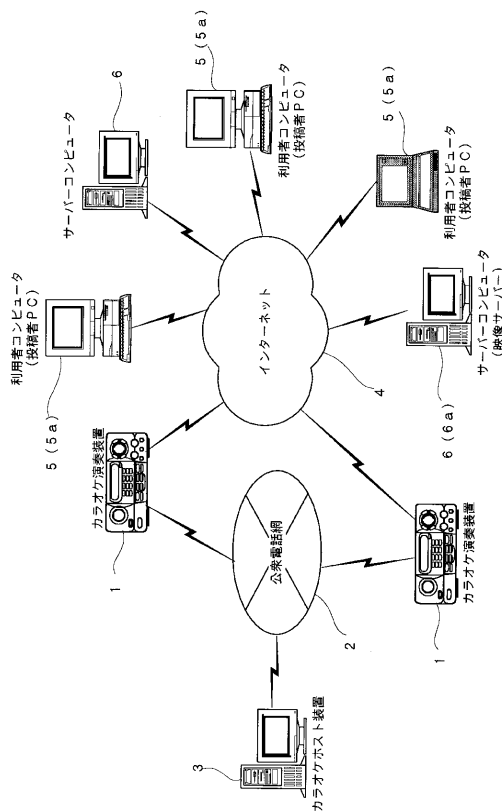
【0043】

- 1 カラオケ演奏装置
- 5 a 投稿者 P C
- 6 a 映像サーバー
- 1 1 中央制御部
- 1 2 ハードディスク装置
- 2 1 映像制御部

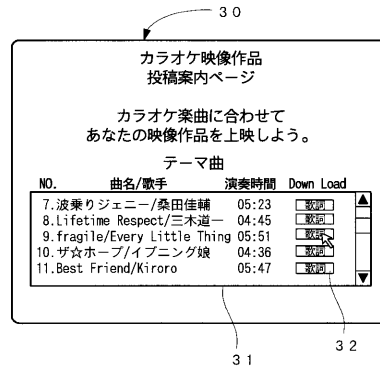
10

20

【図1】



【図2】



【図3】

(A)

カラオケ映像作品 投稿受付ページ

テーマ曲 7.波乗りジェニー/桑田佳輔 41

映像ファイル c:\mpeg\toukou.mpg 参照 45

作者プロフィール 42

年齢 31歳 性別:男◎ 女○ 住所(都道府県) 茨城

名前(ニックネーム) Shigeru

コメント入力欄 43

送信 戻る 44

46

(B)

カラオケ映像作品 投稿ページ

テーマ曲 7.波乗りジェニー/桑田佳輔 41

映像ファイル 8.Lifetime Respect/三木道一
9.fragile/Every Little Thing
10.ザ☆ホープ/イブニング娘
11.Best Friend/Kiroro

作者プロフィール

年齢 31歳 性別:男◎ 女○ 住所(都道府県) 茨城

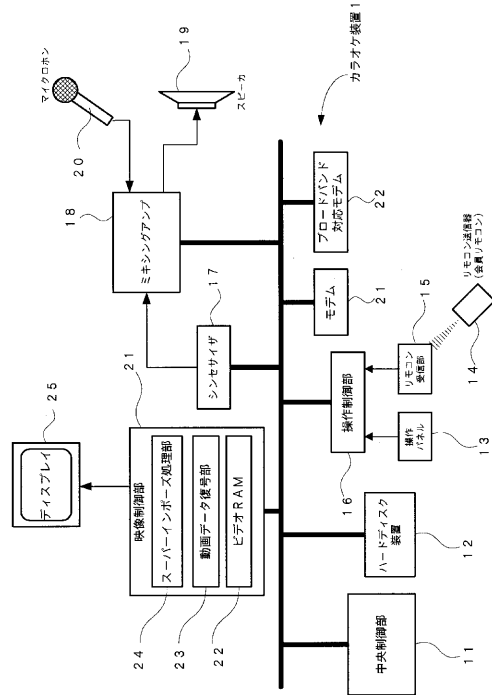
名前(ニックネーム) Shigeru

コメント入力欄

送信 戻る 44

46

【図4】



【図5】

カラオケ映像作品リスト

波乗りジェニー/桑田佳輔 1829-17

1. Shigeru 31歳 男 茨城県
海の映像がきれいです。
2. nao-chan 29歳 女 東京都
CGは一見の価値あり。
3. HIRO 19歳 男 千葉県
ハワイでロケしました。見てください。

※映像作品を表示したい場合はその番号を入力。
通常の背景映像を表示したい場合は「0」を入力。
各作品の評価を見たい場合は「送信」キーを入力

【図7】

カラオケ映像作品アンケート結果

波乗りジェニー/桑田佳輔 1829-17

1. Shigeru 31歳 男

悪い	良い	悪い	良い	悪い	良い
ふつ	ふつ	ふつ	ふつ	ふつ	ふつ
総合評価	芸術的評価	技術的評価	総合評価	芸術的評価	技術的評価
2. nao-chan 29歳 女

悪い	良い	悪い	良い	悪い	良い
ふつ	ふつ	ふつ	ふつ	ふつ	ふつ
総合評価	芸術的評価	技術的評価	総合評価	芸術的評価	技術的評価
3. HIRO 19歳 男

悪い	良い	悪い	良い	悪い	良い
ふつ	ふつ	ふつ	ふつ	ふつ	ふつ
総合評価	芸術的評価	技術的評価	総合評価	芸術的評価	技術的評価

※映像作品を表示したい場合はその番号を入力。
通常の背景映像を表示したい場合は「0」を入力。

【図6】

カラオケ映像作品アンケート

波乗りジェニー/桑田佳輔 1829-17
作品No.1 作者Shigeru

質問1:映像作品を芸術的な観点から見て
1.優れている 2.劣っている 3.どちらとも言えない

質問2:映像作品について高度な映像技術を駆使している
1.そうと言える 2.そうとは言えない 3.わからない

質問3:映像作品を総合的に見て
1.優れている 2.劣っている 3.どちらとも言えない

▲▼キーで質問を選択、テンキーで答えを入力、送信キーで確認

フロントページの続き

(56)参考文献 特開平09 - 171504 (JP, A)
特開平10 - 207476 (JP, A)
特開2001 - 147939 (JP, A)
特開2000 - 187489 (JP, A)
国際公開第01 / 71639 (WO, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G10K 15 / 04
G06Q 50 / 00